

「平成29年度税制改正大綱」 (自由民主党・公明党、平成28年12月8日) における要望実現項目

平成28年12月

公益社団法人 日本医師会

[P]は、「平成29年度医療に関する税制要望」に掲載されたP番号

一 制度の新設等

(1) 認定医療法人制度（持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行計画の認定を受けた医療法人に対する相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置）の拡充と適用期限延長。

(相続税・贈与税)

[P. 4]

- 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（以下「平成18年医療法等改正法」という。）の改正を前提に、次の措置を講ずる。
 - ① 平成18年医療法等改正法に規定する移行計画の認定を受けた医療法人の持分を有する個人がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより当該医療法人がその認定移行計画に記載された移行期限までに持分の定めのない医療法人への移行をした場合には、当該医療法人が当該放棄により受けた経済的利益については、贈与税を課さない。
 - ② 上記①の適用を受けた医療法人について、持分の定めのない医療法人への移行をした日以後6年を経過する日までの間に移行計画の認定要件に該当しないこととなった場合には、上記①の経済的利益については、当該医療法人を個人とみなして、贈与税を課する。
 - ③ 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を3年延長する。
 - ④ その他所要の措置を講ずる。

【税制改正大綱 48-49 頁 記載】

(補足説明)

- ・ 移行計画の認定要件の具体的内容については、今後、政省令で示される見込み。

二 制度の存続

- (1)・社会保険診療報酬に対する事業税非課税。
 ・医療法人の自由診療分の事業税については、特別法人としての軽減税率。
 (事業税)

[P. 7]

- 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

【税制改正大綱 133 頁 記載】

(参考) 社会保険診療報酬に係る所得以外の医業所得（自由診療分）の課税

個人：事業主控除（290 万円）を差引後の所得に対して標準税率（5%）による課税

法人：下表の標準税率（平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については地方法人特別税との合算税率（* 1））

区 分	普通法人 (資本金 1 億円以下)		特別法人 (医療法人) (* 2)	
	平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度	平成 29 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度	平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度	平成 29 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度
所得 400 万円以下の金額	4.8688%	5.0%	4.8688%	5.0%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.3032%	7.3%	6.5872%	6.6%
所得 800 万円超の金額	9.5944%	9.6%	6.5872%	6.6%

* 1 地方法人特別税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

* 2 特別法人：農協、生協、信用金庫、労働金庫、医療法人等

- (2) いわゆる四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置）。
 (所得税・法人税)

[P. 17]

- ・特例措置の存続が認められたもの。

(参考) 所得計算の特例措置

- ・対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が 5, 000 万円以下である医業または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が 7, 000 万円を超える者は対象外。

・内容

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2,500万円以下の金額	72%
2,500万円超 3,000万円以下の金額	70%
3,000万円超 4,000万円以下の金額	62%
4,000万円超 5,000万円以下の金額	57%

三 適用期限の延長等

(1) 高度な医療の提供に資する機器又は先進的な機器に係る特別償却制度の適用期限延長。

(所得税・法人税)

[P. 12]

- 医療用機器の特別償却制度について、対象機器の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)

【税制改正大綱 88 頁 記載】

(参考) 医療用機器に係る特別償却制度の概要(現行、適用期限：平成29年3月31日)

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 医療用機器の特別償却率(注1) | 12% |
| (2) 適用対象となる取得価額 | 500万円以上 |

(注1)

- ・医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器、同条第6項に規定する管理医療機器又は同条第7項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの

(2) 中小企業投資促進税制の拡充と適用期限延長。

(所得税・法人税)

[P. 13]

- 中小企業投資促進税制及び特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講ずる(所得税についても同様とする。)

① 中小企業投資促進税制の上乗せ措置(生産性向上設備等に係る即時償却等)について、次の中

小企業経営強化税制として改組し、全ての器具備品及び建物附属設備を対象とする。

青色申告書を提出する中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアで、特定経営力向上設備等に該当するもののうち、一定の規模以上のものの取得等をして、その特定経営力向上設備等を国内にあるその法人の指定事業の用に供した場合には、その特定経営力向上設備等の普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却とその取得価額の7%（特定中小企業者等にあつては、10%）の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は1年間の繰越しができる。

（注1）中小企業者等及び特定中小企業者等の範囲は、中小企業投資促進税制及び特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の対象法人のうち、中小企業等経営強化法の中小企業者等に該当するものとする。

（注2）上記の「生産等設備」とは、その法人の指定事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。なお、事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しない。

（注3）上記の「特定経営力向上設備等」とは、経営力向上設備等のうち経営力向上に著しく資する一定のもので、その法人の認定を受けた経営力向上計画に記載されたものをいう。

（注4）上記の「経営力向上設備等」とは、中小企業等経営強化法に規定する次の設備をいう。

イ 生産性向上設備

次の（イ）及び（ロ）の要件を満たす機械装置、工具（測定工具及び検査工具に限る。）、器具備品、建物附属設備及びソフトウェア（設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る。）をいう。ただし、ソフトウェア及び旧モデルがないものは、次の（イ）の要件を満たすものとする。

（イ）販売が開始されてから、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内、ソフトウェア：5年以内のものであること。

（ロ）旧モデル比で経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度等）が年平均1%以上向上するものであること。

ロ 収益力強化設備

その投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、

工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアをいう。

(注5) 上記の「一定の規模以上のもの」とは、それぞれ次のものをいう。

イ 機械装置 1台又は1基の取得価額が 160 万円以上のもの

ロ 工具及び器具備品 それぞれ1台又は1基の取得価額が 30 万円以上のもの

ハ 建物附属設備 一の取得価額が 60 万円以上のもの

ニ ソフトウェア 一の取得価額が 70 万円以上のもの

(注6) 指定事業は、中小企業投資促進税制及び特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度のそれぞれの対象事業に該当する全ての事業とする。

- ② 中小企業投資促進税制について、上記①のほか、対象資産から器具備品を除外した上、その適用期限を2年延長する。
- ③ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限を2年延長する。
- ④ 中小企業投資促進税制、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度及び上記①の中小企業経営強化税制の控除税額の上限について、これらの制度の税額控除における控除税額の合計で、当期の法人税額の20%を上限とする所要の整備を行う。

【税制改正大綱 73-75 頁 記載】

(参考) 中小企業投資促進税制の概要 (現行、適用期限：平成29年3月31日)

- 1. 中小企業者(従業員 1,000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人など)の設備投資を促進するための特別償却(30%)又は、税額控除(7%)
(7%税額控除は資本金 3,000 万以下の法人、個人及び組合。)
- 2. 対象設備
 - (1) 機械・装置で1台又は1基の取得価額が 160 万円以上のもの
 - (2) 「電子計算機」、「インターネットに接続されたデジタル複合機」次の掲げるいずれかのもの
 - イ. 1台又は1基の取得価額が 120 万円以上のもの
 - ロ. その事業年度において事業の用に供した上記の電子計算機又はデジタル複合機ごとの取得価額の合計額が 120 万円以上のもの
 - (3) ソフトウェア (複写して販売するための原本、開発研究用のもの又はサーバー用のオペレーティングシステムなどは除く) で次に掲げるいずれかのもの
 - イ. 一つのソフトウェアの取得価額が 70 万円以上のもの
 - ロ. その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が 70 万円以上

のもの

(4) 普通貨物自動車(車両総重量 3.5 トン以上)

(5) 内航海運業の用に供される船舶

3. 上乗せの措置

(1) 平成 26 年度改正で、対象設備のうち生産性向上に資する「先端設備」又は「生産ライン・オペレーションの改善に資する設備」について、即時償却又は、税額控除（10%、ただし資本金 3000 万円超の法人は 7%）とする措置が設けられた。

(2) 「先端設備」とは、機械装置、サーバー用電子計算機、試験又は測定機器、一定のソフトウェアで次の要件を満たすもの

イ. 最新モデルであること

ロ. 旧モデル比で生産性が年平均 1%以上向上するもの(ソフトウェアを除く)

ハ. サーバー用電子計算機、ソフトウェアを複数取得して価額要件を満たす場合は、1台、1基当たりの取得価額が 30 万円以上であること

(3) 「生産ライン・オペレーションの改善に資する設備」とは、機械装置、測定工具・検査工具、一定の電子計算機、一定のデジタル複合機、試験又は測定機器、一定のソフトウェアで次の要件を満たすもの

イ. 税理士又は公認会計士が内容を確認した投資計画について、設備投資による効果として年平均の投資利益率が 5%以上となることが見込まれることにつき、経済産業大臣の確認を受けたものであること

ロ. 電子計算機、ソフトウェアを複数取得して価額要件を満たす場合は、1台、1基当たりの取得価額が 30 万円以上であること

(補足説明) 適用対象となる設備等の具体的内容については、今後、政省令で示される見込み。

(3) 中小企業者等に対する軽減税率の特例の適用期限延長。

(法人税)

[P. 8]

○ 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限を 2 年延長する。

【税制改正大綱 76 頁 記載】

(参考) 法人税率 (現行)

(区分)	(税率)
①普通の医療法人	23.4%
(中小の医療法人で年 800 万円以下の所得)	15%)
②特定医療法人	19%
(年 800 万円以下の所得)	15%)

(注) 中小の医療法人とは、出資金額1億円以下の医療法人を指す。

四 制度の改善

(1) 医療法人の出資の評価の見直し。

(相続税)

[P. 4]

(説明) 取引相場のない株式の評価について、以下の通り見直しを行うこととされたため、それに合わせて、医療法人の出資の評価の見直しも行われる見込み。見直しの具体的内容は、今後、通達等で示される見込み。

○ 相続税法の時価主義の下、実態を踏まえて、次の見直しを行う。

① 取引相場のない株式の評価の見直し

イ 類似業種比準方式について、次の見直しを行う。

(イ) 類似業種の上場会社の株価について、現行に課税時期の属する月以前2年間平均を加える。

(ロ) 類似業種の上場会社の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとする。

(ハ) 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1 : 1 : 1とする。

ロ 評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大する。

【税制改正大綱61頁 記載】

(参考) 医療法人の出資の評価 (現行)

医療法人の出資の価額

$$\text{類似業種の比準株価} \times \frac{\left[\begin{array}{l} \text{1口当たりの} \\ \text{利益金額の比} \times 3 \end{array} \right] + \text{1口当たりの} \\ \text{純資産価額の比}}{4} \times (0.7 \sim 0.5)$$

(2) 中小企業等経営強化法による固定資産税軽減措置の拡充。

(固定資産税)

[P. 15]

- 中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき、中小事業者等が取得する一定の機械・装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、地域・業種を限定した上で、その対象に、測定工具及び検査工具、器具・備品並びに建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る。）のうち一定のものを加える。

(注1) 上記の「地域・業種を限定」とは、「最低賃金が全国平均未満の地域にあつては全ての業種、最低賃金が全国平均以上の地域にあつては労働生産性が全国平均未満の業種」に限定するもの。

(注2) 上記の「測定工具及び検査工具、器具・備品並びに建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る。）のうち一定のもの」とは、次の①から③までのいずれにも該当するもの。

① 次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める販売開始時期であるもの

イ 測定工具及び検査工具 5年以内

ロ 器具・備品 6年以内

ハ 建物附属設備 14年以内

② 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの

③ 次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める取得価額であるもの

イ 測定工具及び検査工具並びに器具・備品 それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの

ロ 建物附属設備 一の取得価額が60万円以上のもの

【税制改正大綱 53-54 頁 記載】

(参考) 中小企業者が取得する新規の機械装置の投資にかかる固定資産税の特例 (現行)

1. 適用期間 3年間 (平成30年度末までの投資)

2. 対象設備

・ 中小企業者が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 (中小企業等経営強化法) に基づく認定を受けた経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置 (新品)

※中小企業者: 資本金1億円以下等、大企業の子会社除く

・ 生産性を高める機械装置

※既存の設備投資減税 (生産性向上設備投資減税) の支援要件 (①160万円以上、②生産性向上1%向上 (10年以内販売開始)、③最新モデル) から、中小企業への配慮から、③最新モデル要件を除外。

3. 特例 固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。

(補足説明) 適用対象となる設備等の具体的内容については、今後、政省令で示される見込み。

(3) 事業所内保育事業に対する固定資産税等軽減措置の拡充。

(固定資産税・都市計画税・不動産取得税)

○ 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業 (利用定員が1人以上5人以下) の用に直接供する家屋及び償却資産 (他の用途に供されていないものに限る。) に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行う。

① 家屋については、価格の2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする。

② 償却資産については、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。

イ 大臣配分資産又は知事配分資産 2分の1

ロ その他の資産 2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

(注) 上記の改正は、平成30年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

【税制改正大綱52-53頁 記載】

○ 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業 (利用定員が1人以上5人以下) の用に直接供する家屋 (他の用途に供されていないものに限る。) に係る不動産取得税の課税標準の特

例措置について、価格から控除する額を、当該不動産の価格の2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において道府県の条例で定める割合（現行：2分の1）を乗じて得た額に相当する額とする。

（注）上記の改正は、所要の経過措置を講じた上、平成 29 年4月1日以後の取得について適用する。

【税制改正大綱56頁 記載】

（参考）事業所内保育事業に対する固定資産税・都市計画税・不動産取得税の特例（現行）

- ・ 利用定員が6人以上の事業所内保育事業について、固定資産税・都市計画税・不動産取得税非課税。
- ・ 利用定員が5人以下の事業所内保育事業について、固定資産税・都市計画税・不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする。

五 検討事項等

（1）医療に係る消費税の課税のあり方の検討。

（消費税）

[P. 1]

- 「検討事項」として以下の通り記載。

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられるまでに、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

【税制改正大綱132頁 記載】

（2）医療の設備投資に関する特例措置（税額控除・特別償却）の検討。

（所得税・法人税）

[P. 3]

- ・ 「長期検討」項目とされた。

(3) 事業承継に係る税制上の措置の検討。

(相続税・贈与税)

[P. 4]

- 「検討事項」として以下の通り記載。

個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援するための枠組みが必要であること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

【税制改正大綱131-132頁 記載】

(4) 子育て支援に要する費用に係る税制措置の検討。

(所得税)

[P. 10]

- 「基本的考え方」として以下の通り記載。

経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組みを進める必要があるが、個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。

【税制改正大綱5頁 記載】

(5) たばこ税の税率引き上げの検討。

(たばこ税・たばこ地方税)

[P. 11]

- 「検討事項」として以下の通り記載。

将来、たばこ税の負担水準を見直す際には、財政物資としてのたばこの基本的性格、葉たばこ農家・たばこ小売店等への影響、市場・産業への中長期的な影響、国民の健康増進の観点などを総合的に勘案し、予見可能性の確保に配慮しつつ、検討する。

(6) 公益法人等課税のあり方の検討。

(法人税)

[P. 8]

- 「基本的考え方」として以下の通り記載。

公益法人等課税については、非収益事業について民間競争が生じているのではないかとの指摘がある一方で、関連制度の見直しが行われており、その効果をよく注視する。あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う。

六 関連項目

(1) 医療費控除の提出資料の見直し（領収書から明細書への変更）。

(所得税)

- 医療費控除又は特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける者は、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととする。

この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該適用に係る医療費の領収書（次に掲げるものを除く。）又は医薬品購入費の領収書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、これらの領収書の提示又は提出をしなければならない。

- ① 確定申告書の提出の際に、医療保険者から交付を受けた医療費通知書を医療費の明細書として添付した場合における当該医療費通知書に係る医療費の領収書
- ② 電子情報処理組織を使用して確定申告を行った際に、医療保険者から通知を受けた医療費通知情報でその医療保険者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを医療費の明細書として送信した場合における当該医療費通知情報に係る医療費の領収書

(注1) 上記の改正は、平成 29 年分以後の確定申告書を平成 30 年 1 月 1 日以後に提出する場合について適用する。

(注2) 経過措置として、平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示による医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用もできることとする。

【税制改正大綱 37 頁 記載】

以上